

社会福祉法人 田野畠村社会福祉協議会

たのいなたの 福祉



11月27日、アズビィホールでたのはた児童館のお遊戯会が行われました。

※写真は、きりん組（年長児）による舞踊劇「しらゆきひめ」

◇主な内容◇

- 100号記念特集「ふくしってなあに？」
- 生活福祉資金「教育支援資金」のご案内
- お知らせ



写真は若桐保育園あさがお組（年長児）の園児

おかげさまで、村社会福祉協議会の広報紙「たのはたの福祉」は、本号で100号を迎えることができました。

そこで、今回は「福祉」について、みなさんと一緒に考えましょう。

福祉と憲法

「福祉」という言葉は、「福」と「祉」の2つの漢字から成り立っています。どちらも「幸福」や「しあわせ」を意味する漢字で、「福祉」には、「幸福」や「しあわせ」という意味があります。

日本国憲法第13条では、「幸福」と「公共の福祉」という言葉が使われています。

● 第13条（個人の尊重、生命・自由・幸福追求の権利の尊重）
すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法を必要とする。

憲法にはいくつか解釈がありますが、この「幸福」とは「個人のしあわせ」で、一人ひとり感じる「しあわせ」は違います。一方、

「公共の福祉」とは、「社会（＝みんな）のしあわせ」です。

また、「福祉」には、「公的な支援やサービスによる生活の安定や充足」という意味もあります。国民には生存権があり、国には生活保障の義務があることを規定した憲法第25条では、「社会福祉」という言葉が使われています。

● 第25条（生存権、国の生存権保障義務）

1 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
2 国は、すべての生活面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

この「社会福祉」とは、私たちの生活を保障するための「社会的な取り組みや仕組み」です。

福祉と法律

「社会福祉」は、様々な公的支援やサービスが法令等で定められています。題名に「福祉」という言葉が使われている法律には、次のようなものがあります。

● **社会福祉法**：社会福祉の共通事項を定めた法律で、地域福祉の推進、社会福祉法人、社会福祉事業、地域福祉計画、地域福祉活動計画、社会福祉協議会や共同募金などが規定されています。

● **児童福祉法**：18歳未満の児童の福祉に関する事項を定めた法律で、保育所、地域子育て支援センター、児童館や放課後児童クラブなどが規定されています。

● **身体障害者福祉法**：身体上の障害のある18歳以上の方の福祉に関する事項を定めた法律で、身体障害者手帳などが規定されています。

● **精神保健及び精神障害者福祉に関する法律**：統合失調症や依存症など精神疾患のある方の福祉に関する事項を定めた法律で、精神障害者保健福祉手帳などが規定されています。

● **精神保健福祉士法**：国家資格である精神保健福祉士の資格に関する事項を定めた法律です。

● **社会福祉士及び介護福祉士法**：国家資格である社会福祉士と介護福祉士の資格に関する事項を定めた法律です。

● **第二種社会福祉事業**：保育所、児童館、放課後児童クラブ、デイサービスなど通所や在宅を中心とする事業で、株式会社やNPO法人も経営主体となることができます。

● **社会福祉協議会**：地域福祉の推進を図ることを目的に、全国、各都道府県、指定都市、各市町村に設置されている公共性の高い非営利の民間組織です。

● **地域福祉の推進**：地域の様々な生活課題を解決するために、住民や社会福祉関係者などが相互に協力し、支え合い、助け合うこと

● **知的障害者福祉法**：知的機能の障害のある方の福祉に関する事項を定めた法律で、国民の責務（知的障害者の福祉について理解を深め、知的障害者が社会経済活動に参加する努力に対しても協力すること）などが規定されています。

● **老人福祉法**：65歳以上の高齢者の福祉に関する事項を定めた法律で、老人クラブ、老人ホーム、デイサービスセンターなどが規定されています。

● **母子及び父子並びに寡婦福祉法**：20歳未満の児童を扶養している母子家庭や父子家庭、寡婦の福祉に関する事項を定めた法律で、福祉資金の貸付制度や自立支援給付金などが規定されています。

● **第一種社会福祉事業**：児童養護施設や老人ホームなど入所施設を中心とする事業で、国、地方公共団体または社会福祉法人が経営主体となります。

● **地域福祉活動計画**：地域福祉活動計画と連携して、具体的な取り組みを示した行動計画を、地

用語解説

● **社会福祉法人**：社会福祉事業を行ふことを目的として設立された法人です。

● **社会福祉事業**：自分だけでは解決することが難しい生活上の課題や問題を社会的に支援する事業で、社会福祉法に第一種と第二種が規定されています。

● **第一種社会福祉事業**：児童養護施設や老人ホームなど入所施設を中心とする事業で、国、地方公共団体または社会福祉法人が経営主体となります。

● **第二種社会福祉事業**：保育所、児童館、放課後児童クラブ、デイサービスなど通所や在宅を中心とする事業で、株式会社やNPO法人も経営主体となることができます。

● **寡婦**：配偶者のない女性で、かつて配偶者がなく20歳未満の児童を扶養していたことのある方を言います。

● **社会福祉士**：何らかの理由で日常生活に課題を抱える人たちに、相談や支援を行う専門職です。

● **介護福祉士**：介護の必要な高齢者や障がいのある人たちに、日常生活の介助や介護に関する相談に応じる専門職です。

● **精神保健福祉士**：心に病気や障がいを抱える人たちに、地域で生活できるように相談や支援を行う専門職です。

ことで、誰もが住み慣れた地域で、安心して生活できるようになる仕組みづくりのことです。

● **地域福祉計画**：住民一人ひとりが積極的に地域づくりにかかわり、地域住民と社会福祉関係者などが協働しながら、誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めための理念や仕組みを示した行政計画です。また、地域福祉計画と連携して、具体的な取り組みを示した行動計画を、地

福祉はふくし

「福祉」は英語で「Welfare (ウェル)

フェア」という言葉です。「well (ウェル)」+「よく・十分に・こころよい・すこやかな」+「fare (フェア)」=「暮らす・生きる」で、「よく生きる」とか「快適に暮らす」という意味になります。

私たちのまわりには、高齢のため介護が必要な方、病気や障がいのため支援が必要な方、子育て中の方など、様々な生活課題や困難を抱えた人が暮らしています。

「福祉 (ふくし)」とは、いろいろな人の、いろいろな「違い」を認めながら、みんなが自分らしく、生き生きと暮らしていくために、

⑤ だんのくらしをしあわせに

することです。

私たちは、まわりの「だれか」に助けられて、支えられて生きています。みんなが「しあわせ」に暮らすためには、「福祉」に関する制度やサービスだけではなく、一人ひとりが思いやりを持って、困っている「だれか」のために、助け合い、支え合うことが大切です。

「たのはたの福祉」100号記念クイズ

【問題】本号の中で、漢字の「福祉」という言葉は全部で何個ありますか？

(がんばって数えてみてください。ただし、2ページの「福」と「祉」は除きます。)

【応募方法】ハガキに答え(数)、住所、氏名、年齢、電話番号を書いて、応募してください。正解者の中から抽選で3名様に粗品をプレゼントいたします。なお、当選者の発表は発送をもってかえさせていただきます。

【応募先】〒028-8407 田野畠村田野畠120-1 田野畠村社会福祉協議会 宛

【応募の締め切り】令和4年1月14日（金）当日消印有効



生活福祉資金 教育支援資金 のご案内

生活福祉資金 教育支援資金とは

生活福祉資金の教育支援資金とは、国と県が資金を出し合い、民生委員や社会福祉協議会の相談支援のもとに所得の少ない世帯（生活保護世帯を含む）に対して、学校教育法に基づく高等学校、大学または高等専門学校の就学費用を無利子で貸付する制度です。

ご利用いただける世帯

- 一定の所得額以下であって、必要な資金の融通を他から受けることが困難である低所得世帯。
- 低所得世帯とは、世帯の収入がおおむね市町村民税（住民税）非課税程度の世帯となります。
- 世帯の状況に応じて、自立相談支援機関等の支援を利用いただくことがあります。
- 本制度よりも優先される他の公的制度がありますので、詳しくはご相談ください

教育支援資金の種類と貸付額

● 教育支援費

低所得世帯に属する者が学校教育法に規定する高等学校（中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部及び専修学校の高等課程を含みます）、大学（短期大学、専門学校（専修学校専門課程）、専門職短期大学及び専門職大学を含みます）または高等専門学校に就学するのに必要な経費

【貸付限度額】高校：月35,000万円以内

高専・短大：月60,000万円以内

大学：月66,000万円以内

● 就学支度費

低所得世帯に属する者が高等学校、大学または高等専門学校へ入学に際し必要な経費

【貸付限度額】50万円以内

● 据置期間

卒業後6か月以内

● 返済期間

20年以内

● 貸付利子

無利子



ご利用に際して

■連帯借受人

就学者が借受人となり、世帯の生計中心者または就学者の親権者が連帯借受人となります。

■連帯保証人

借受人世帯と生計を別とし、**市町村民税（住民税）**が課税されている程度の収入があること等が条件となります。

■民生委員等による相談支援

申込時から貸付、返済終了まで民生委員及び社会福祉協議会の関係者が世帯の相談支援を行います。なお、申請時にはお住まいの地区の民生委員の調査書が必要となります。

受付から貸付決定、資金交付まで

- 村社会福祉協議会を通じて岩手県社会福祉協議会が借入申込書を受け付けた後、通常2～3週間程度（確認等が必要な場合は更に日数を要します）で審査結果をお知らせします。
- 貸付決定後は、借用書等の提出から1～2週間で指定金融機関の口座へ振込となります。
- 教育支援費は、上半期分と下半期分の年2回（各6か月分）に分けて振込となります。

貸付金の返済方法

- 原則として、**ゆうちょ銀行**または**岩手県内に本店のある金融機関**の預貯金口座から自動引き落としとなります
- 返済期間は、卒業後、据置期間が終了してから20年以内で設定が可能です
- 期限内に返済が終了しない場合は、残りの元金に対し年3%の延滞利子が発生します
- 本資金による就学者であった方が、上級校への進学により直ちに返済することが困難な場合には、償還を猶予する制度があります。

相談窓口・問い合わせ先

- 相談やお問い合わせは、**村社会福祉協議会（事務局☎33-3025）**まで

◎お問い合わせ、申し込みなどは、
田野畠村社会福祉協議会事務局
(☎ 33-3025) まで

お

知

ら

せ

理容サービス事業

- ◆対象者…村内のおおむね65歳以上の在宅外出が困難な高齢者又は障がい者など
- ◆内容…依頼を受けた理容店が利用者の自宅まで訪問し、散髪を行います（理容券の発行枚数：年4枚まで利用可能）
- ◆利用料…1回につき1,000円

チャイルドシートを貸出し

- ◆貸出期間・利用料金…1年以内・1,000円
※利用料金はクリーニング代となります
- ◆申し込み・問い合わせ先…下北地区交通安全協会田野畠支会（☎ 33-3025）

指定席

チャイルドシート
ちいさなV-I-Pの



令和4年度ご近所支え合い活動助成金

岩手県高齢者社会貢献活動サポートセンターでは、高齢者が主体となって行う活動や高齢者等をサービスの対象とした支え合い活動を支援します。

【助成額】5～30万円

【助成対象期間】令和4年4月（交付決定日）から令和5年3月20日まで

【助成対象者】県内に住所または活動の本拠がある団体・法人

【募集締切】令和4年1月14日（金）必着

【その他】事業の採択要件、助成対象経費や申請方法などはお問い合わせください

【お問い合わせ先】岩手県高齢者社会貢献活動サポートセンター（〒020-0045盛岡市盛岡駅西通1-7-1アイーナ6階☎ 019-606-1774）

まごころ食事サービス事業

- ◆対象者…村内のおおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯等
- ◆内容…毎月1回、昼食（お弁当）を配食
- ◆利用料…1食につき300円



日程表

4月	5月	6月
7月	8月	9月
10月	11月	12月17日
1月28日	2月25日	3月18日

※毎月第4金曜日（12・3月は第3金曜日）

使用済み切手などを募集

県内の工業高校や大学の生徒たちが使われなくなった車いすを修理して、海外の方々に寄贈する「いわて車いすフレンズ」の活動を支援するため、**使用済み切手、使用済みプリペイドカード、書き損じはがき**を随時募集していますので、皆さまのご協力をお願いします。

寄付いただいた使用済み切手などは、岩手県社会福祉協議会を通じて、車いすを海外へ輸送するための費用に役立てられます。



使用済み切手は、はがきや封筒からはがさずに、切手の周囲を5mmから1cm程度残して、切手の目打ち（切手の周りのギザギザ部分）に切り込みを入れないよう切り取ってください。

お気軽にご相談ください～相談は無料です～

たすけあい資金の貸付

- ◆利用できる世帯…低所得世帯又は一時的な生活困窮世帯で、村内に住所が有り、担当民生委員が貸付を必要と認める世帯など
※生活保護世帯は除きます
- ◆貸付限度額…1世帯10万円以内
- ◆貸付の条件…村内又は近隣市町村に住所が有り、返済能力のある65歳以下の連帯保証人1名が必要
- ◆返済期間…5万円未満は6か月以内、5万円以上10万円未満は1年以内
- ◆貸付利子…無利子
- ◆返済方法…返済期間内に一括又は月賦払い
※返済期間内に返済が完了できない場合は、延滞利子が発生します

生活福祉資金の貸付

- ◆利用できる世帯…低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯、生活保護世帯
- ◆資金の種類
 - ①総合支援資金（生活支援費、住宅入居費、一時生活再建費）
 - ②福祉資金（福祉費、緊急小口資金）
 - ③教育支援資金（教育支援費、就学支度費）
 - ④不動産担保型生活資金
- ※資金の種類ごとに貸付対象世帯が異なります
- ◆貸付利子
 - 連帯保証人を立てた場合 → 無利子
 - 連帯保証人を立てない場合 → 年1.5%
- ※教育支援資金と緊急小口資金は、連帯保証人の有無にかかわらず無利子

心配ごと相談所の開設

- ◆開設日時…毎月第4木曜日10：00～12：00
- ◆開設場所…旧保健センター内

4月	5月	6月
7月	8月	9月
10月	11月	12月23日
1月27日	2月24日	3月24日

障がい者不利益取扱相談窓口

村社会福祉協議会では、「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例」により、障がいのある方に対する不利益な取扱いの解消に向けて、不利益な取扱いに関する相談を受け付けます。

- ◆受付日時…平日 9：00～17：00

日常生活自立支援事業（愛称「あんしんねっと」）

- ◆利用できる方…自分ひとりで判断をすることに不安な方やお金の管理に困っている方（認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力が不十分な方）など
- ◆サービスの内容

福祉サービスの利用援助	さまざまな福祉サービスの利用に関する情報の提供や相談、契約手続きの代行や代理、利用料金の支払い手續、苦情を解決する手續など
日常的金銭管理サービス	年金及び福祉手当の受領に必要な手續、医療費や税金・公共料金の支払い手續、預貯金の出し入れなどの手續など
書類等預かりサービス	希望する重要な証書類（年金証書、預貯金通帳、証書など）を保管

- ◆サービスの利用料金…1回1時間あたりおおむね1,300円（相談は無料）

地域包括支援センター

地域包括支援センターでは、高齢の方の介護や在宅生活に関する悩みごとなどの相談に応じます。

- ◆連絡先…☎32-3013
- ◆受付日時…平日 8：30～17：15

地域子育て支援センター

地域子育て支援センターでは、子育てに関する悩みごとなどの相談に応じます。

- ◆連絡先…☎070-2036-9917
- ◆受付日時…平日 10：00～16：00

今年度の赤い羽根共同募金は令和4年3月末まで



岩手県共同募金会では、例年1月から3月まで「あったかいわてプロジェクト～地域みまもり応援募金～（テーマ型募金）」を実施しておりましたが、今年度は応募団体がなかつたため、今年度の赤い羽根共同募金（一般募金）の運動期間は、令和4年3月31日までとなります。

くらし・しごと・おかねなどの 悩みや困りごとはありますか？

宮古圏域くらしサポートセンターでは、お金や仕事など生活に関する悩みや困りごとについて、専門の相談員がお話を伺い、一緒に考え方支援を行う相談窓口です。どのようなことでもお気軽にご相談ください。

くらし

- 家族や人との関わりがうまくできない
- 相談する人がいない
- ひきこもり等で社会になじめない
- 将来に希望が持てない

しごと

- 自分に合った仕事が見つからない
- 仕事に就くのに不安がある
- 仕事が長続きしない
- 病気やケガで働けない

おかね

- 収入が少なく生活が苦しい
- 家賃・公共料金を滞納している
- 多重債務で苦しい
- 毎月お金が足りなくなる

秘密
厳守

宮古圏域くらしサポートセンター

〒027-0052 宮古市宮町3丁目10-55-201

電話：0193-65-8815

月～金（祝日・年末年始を除く）8:30～17:00

相談
無料

●問題、悩みを確認、整理します

あなたの生活での悩み事、心配事をお聞かせください。相談員と一緒に課題を整理、困りごとの内容によっては、他の専門機関を紹介します。

●一緒に解決プランを作ります

課題の解決に向けた具体的な目標（プラン）と一緒に考えていきます。

●プランに基づいて支援を継続的に行います

他の専門機関と一緒にあなたの取り組みを継続的にサポートします。生活の安定と自立を目指しましょう。

こまりごと

なんでも相談会

●日程 12月24日（金）

1月21日（金）

2月18日（金）

3月11日（金）

●時間 10:30～12:00

●場所 アズビィ楽習センター

※都合により会場が変更になる場合があります

編集・発行

社会福祉法人 田野畠村社会福祉協議会

〒028-8407 岩手県下閉伊郡田野畠村田野畠120番地1 旧田野畠村保健センター内

電話・ファックス：0194-33-3025 Eメール：tano-shakyo@poem.ocn.ne.jp

ホームページ：<http://tanohata-shakyo.jp/>

◆この広報紙は、皆さまからの会費と赤い羽根共同募金の助成により発行しています◆

